

第718号

令和2年2月17日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山岡 徳慶



規程の改正について

次の規程について添付の通り改定いたしますので、公告します。

改正する規程

令和2年3月1日から施行

- ・ 個人情報保護管理規程
- ・ 文書保存規程
- ・ 事務取扱規程

令和2年4月1日から施行

- ・ 健康診査等補助金規程
- ・ 年輪健診規程
- ・ 特定健康診査・特定保健指導実施規程
- ・ 生活習慣病健康診査規程

以 上

個人情報保護管理規程 新旧条文対照表

新	旧
<p><u>(開示手数料)</u></p> <p><u>第16条 開示の請求に対しては以下の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>(1) レセプト並びに保有個人データの開示申請に係る手数料（以下「開示手数料」という。）は、開示、不開示に関わりなく文書1件につき500円を徴収する。</u></p> <p><u>(2) 開示申請後、開示決定した場合は、開示手数料のほか、開示実施手数料としてA4文書1枚につき10円を徴収する。</u></p> <p><u>(3) 郵送を希望する場合には、郵送料（書留郵便）相当額を徴収する。</u></p> <p>(保有個人データの訂正及び利用停止等)</p> <p><u>第17条</u> 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合、若しくは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法において限定的に明記された場合に違反して違法に第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・</p>	<p>(保有個人データの訂正及び利用停止等)</p> <p>第16条 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合、若しくは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法において限定的に明記された場合に違反して違法に第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・</p>

訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

(個人情報相談窓口の設置)

第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。

- 2 被保険者等から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

(監査)

第19条 監事は、個人情報保護の徹底に関して、監査を毎年1回実施する。

- 2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、個人情報取扱責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第20条 故意、過失による個人情報の漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。

(懲戒)

第21条 職員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、服務規程等(就業規則)に基づき、懲戒する。

訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

(個人情報相談窓口の設置)

第17条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。

- 2 被保険者等から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

(監査)

第18条 監事は、個人情報保護の徹底に関して、監査を毎年1回実施する。

- 2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、個人情報取扱責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第19条 故意、過失による個人情報の漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。

(懲戒)

第20条 職員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、服務規程等(就業規則)に基づき、懲戒する。

(漏洩等の事故にかかる対策)

第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。

- 2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ4(5)に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。

附 則 この規程は、令和2年3月1日施行する。

平成28年4月1日から施行

平成29年5月30日改正

令和2年3月1日改正

(漏洩等の事故にかかる対策)

第21条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。

- 2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ4(5)に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成29年5月30日 改正

文書保存規程 新旧条文対照表

新	旧
<p>(別 表) 第1種</p> <p>組合の設立に関する書類 規 約 組合において定めた規程 監督官庁の通知等であって例規となるべきもの 事業報告書. 収入支出予算 収入支出決算 財産目録 <u>理事会</u>・組合会会議録 保険料率に関する書類 組合の合併に関する書類 組合の分割に関する書類 組合の設立ある事業所の編入および削除に関する書類 その他理事長が永年保存の必要があると認めた書類および帳簿</p> <p>第2種</p> <p>歳入簿 歳出簿 現金出納簿 その他会計に関する帳簿 保険料およびその他の徴収金の調定に関する書類</p>	<p>(別 表) 第1種</p> <p>組合の設立に関する書類 規 約 組合において定めた規程 監督官庁の通知等であって例規となるべきもの 事業報告書. 収入支出予算 収入支出決算 財産目録 組合会会議録 保険料率に関する書類 組合の合併に関する書類 組合の分割に関する書類 組合の設立ある事業所の編入および削除に関する書類 その他理事長が永年保存の必要があると認めた書類および帳簿</p> <p>第2種</p> <p>歳入簿 歳出簿 現金出納簿 その他会計に関する帳簿 保険料およびその他の徴収金の調定に関する書類</p>

費用流用一時借入金その他予算の経理に関する書類
収入支出の証拠に関する書類

選挙に関する書類

訴願及び訴訟に関する書類

社会保険審査官及び社会保険審査会に関する書類

診療報酬明細書等の開示に関する書類

その他理事長が10年保存の必要があると認めた書類および帳簿

付 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

昭和37年8月1日制定。

平成16年4月1日改正

平成25年8月1日改正

平成28年3月1日改正

平成29年3月1日改正

令和2年3月1日改正

費用流用一時借入金その他予算の経理に関する書類
収入支出の証拠に関する書類

訴願及び訴訟に関する書類

その他理事長が10年保存の必要があると認めた書類および帳簿

付 則

この規程は昭和37年8月1日制定。

平成16年4月1日改正

平成25年8月1日改正

平成28年3月1日改正

平成29年3月1日改正

事務取扱規程 新旧条文対照表

新	旧
<p>第8条 公告は組合<u>ホームページ</u>に期間の定めあるもののほか、少なくとも7日間掲示しておくか、または、組合報等に掲載すること。</p>	<p>第8条 公告は組合所定の掲示場に期間の定めあるもののほか、少なくとも7日間掲示しておくか、または、組合報等に掲載すること。</p>
<p>第10条 組合報または、<u>ホームページ</u>に公告したときは、その写しを公告簿として、編綴、保存しなければならない。</p>	<p>第10条 組合報または、掲示場に公告したときは、その写しを公告簿として、編綴、保存しなければならない。</p>
<p>第11条 被保険者に対し、所定の公告事項以外に周知しなければならない事項を組合報または、<u>ホームページ等</u>により周知したときは、その写しを周知簿として編綴しなければならない。</p>	<p>第11条 被保険者に対し、所定の公告事項以外に周知しなければならない事項を組合報または、掲示場等により周知したときは、その写しを周知簿として編綴しなければならない。</p>
<p>附 則 この規程は、令和2年3月1日から施行する。 平成16年4月1日から施行 平成29年5月30日改正 令和2年3月1日改正</p>	<p>附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。 平成29年5月30日 改正</p>

健康診査等補助金支給規程 新旧条文対照表

新	旧
<p>(人間ドック)</p> <p>第4条 生活習慣病健診並びに人間ドックの利用方法および補助金は次のとおりとする。</p> <p>(1) 健診機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組合が委託した株式会社イーウェルと契約した健診機関。 ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得た健診機関を利用することができる。 2. 上記健診機関で、次の限度額を上回る場合には、(3) 3により補助する。 限度額：3万5千円、<u>婦人科検診受診者4万6千円</u> <p>(2) 費用の負担</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「イーウェル生活習慣病健診Iコース」 被保険者の負担は、1万円とオプション項目とし、残額を組合が補助する。 2. 「イーウェル人間ドックAコース」 人間ドック項目 健保補助 30,000円(税込) C型肝炎検査(35歳) 健保補助 2,000円(税込) 男性：前立腺がん検査(PSA) 健保補助2,500円(税込) <u>女性：子宮頸部細胞診 健保補助5,000円(税込)</u> <u>乳がん検査 健保補助6,000円(税込)</u> (マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方) 被保険者の負担は、健保補助額を超えた金額 3. 上記に拘らず(1) 2に該当し、<u>健保がやむを得ないと認めた場合は</u>、本人が健診機関で支払い「健診補助金請求書」に領収書と健診結果を添付して組合に申請する。 	<p>(人間ドック)</p> <p>第4条 生活習慣病健診並びに人間ドックの利用方法および補助金は次のとおりとする。</p> <p>(1) 健診機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組合が委託した株式会社イーウェルと契約した健診機関。 ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得た健診機関を利用することができる。 2. 上記健診機関で、次の限度額を上回る場合には、(3) 3により補助する。 限度額：3万5千円、婦人科検診受診者4万5千円 <p>(2) 費用の負担</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「イーウェル生活習慣病健診Iコース」 被保険者の負担は、1万円とオプション項目とし、残額を組合が補助する。 2. 「イーウェル人間ドックAコース」 人間ドック項目 健保補助 30,000円(税込) C型肝炎検査(35歳) 健保補助 2,000円(税込) 男性：前立腺がん検査(PSA) 健保補助2,500円(税込) 女性：子宮細胞診、乳がん検査 健保補助4,000円(税込) (マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方) 被保険者の負担は、健保補助額を超えた金額 3. 上記に拘らず(1) 2に該当するものは、本人が健診機関で支払い「健診補助金請求書」に領収書と健診結果を添付して組合に申請する。

(配偶者健診)

第5条 配偶者健診の利用方法および補助金は次のとおりとする。

(1) 利用機関

イーウェル一般AIコース、市区町村が実施する住民健診、近隣の健診機関等、

(2) 検査項目

制限なし

(3) 補助金の額

実費全額で限度額2万円、ただし婦人科健診を受診した場合は、次の金額を限度として加算する。

1. 子宮細胞診検査、5千円
2. マンモグラフィまたは乳腺エコー検査、6千円

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(配偶者健診)

第5条 配偶者健診の利用方法および補助金は次のとおりとする。

(1) 利用機関

市区町村が実施する住民健診、近隣の健診機関等、

(2) 検査項目

制限なし

(3) 補助金の額

実費全額で限度額2万円、ただし婦人科健診を受診した場合は、次の金額を限度として加算する。

1. 子宮細胞診検査、4千円
2. マンモグラフィまたは乳腺エコー検査、4千円

年輪健診規程 新旧条文対照表

新	旧
<p>(健診機関)</p> <p>第4条 組合が委託した株式会社イーウェルと契約した健診機関。 ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得た健診機関を利用することが出来る。</p> <p>2 上記健診機関で、次の限度額を上回る場合には、第6条第2項により補助する。 限度額：被保険者 4万5千円、婦人科健診受診者 <u>5万6千円</u> 配偶者 3万5千円、婦人科健診受診者 <u>4万6千円</u></p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条</p> <p>1. 「イーウェル生活習慣病健診Ⅰコース」 被保険者の負担はオプション項目とし、残額を組合が補助する 被扶養者の負担は1万円とオプション項目とし、残額を組合が補助する。</p> <p>2. 「イーウェル人間ドックAコース」 人間ドック項目(被保険者) 健保補助 40,000円(税込) 人間ドック項目(被扶養者) 健保補助 30,000円(税込) C型肝炎検査(35歳) 健保補助 2,000円(税込) 男性：前立腺がん検査(PSA) 健保補助 2,500円(税込) <u>女性：子宮頸部細胞診 健保補助 5,000円(税込)</u> <u>乳がん検査 健保補助 6,000円(税込)</u> (マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方) 被保険者および被扶養者の負担は、健保補助額を超えた金額</p> <p>付 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(健診機関)</p> <p>第4条 組合が委託した株式会社イーウェルと契約した健診機関。 ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得た健診機関を利用することが出来る。</p> <p>2 上記健診機関で、次の限度額を上回る場合には、第6条第2項により補助する。 限度額：被保険者 4万5千円、婦人科健診受診者 5万5千円 配偶者 3万5千円、婦人科健診受診者 4万5千円</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条</p> <p>1. 「イーウェル生活習慣病健診Ⅰコース」 被保険者の負担はオプション項目とし、残額を組合が補助する 被扶養者の負担は1万円とオプション項目とし、残額を組合が補助する。</p> <p>2. 「イーウェル人間ドックAコース」 人間ドック項目(被保険者) 健保補助 40,000円(税込) 人間ドック項目(被扶養者) 健保補助 30,000円(税込) C型肝炎検査(35歳) 健保補助 2,000円(税込) 男性：前立腺がん検査(PSA) 健保補助 2,500円(税込) 女性：子宮細胞診、乳がん検査 健保補助 4,000円(税込) (マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方) 被保険者および被扶養者の負担は、健保補助額を超えた金額</p>

特定健康診査・特定保健指導実施規程 新旧条文対照表

新	旧
<p>(健診費用の負担)</p> <p>第4条 被扶養者の健診に要する費用の組合負担額は次の通りとする。</p> <p>(1) 特定健診・・・詳細部分を含め全額組合負担</p> <p>(2) その他(人間ドック等)・・・ (1)の健診項目を含めて上限2万5千円</p> <p>(3) その他(婦人科健診)・・・ 上記とは別に組合負担額上限 <u>1万1千円</u></p> <p>(4) パート先等での健診・・・ 健診結果提出者に情報提供謝礼として3千円贈呈</p> <p>付 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(健診費用の負担)</p> <p>第4条 被扶養者の健診に要する費用の組合負担額は次の通りとする。</p> <p>(1) 特定健診・・・詳細部分を含め全額組合負担</p> <p>(2) その他(人間ドック等)・・・ (1)の健診項目を含めて上限2万5千円</p> <p>(3) その他(婦人科健診)・・・ 上記とは別に組合負担額上限8千円</p> <p>(4) パート先等での健診・・・ 健診結果提出者に情報提供謝礼として3千円贈呈</p>

生活習慣病健康診査実施規程 新旧条文対照表

新	旧
<p>(費用の負担)</p> <p>第5条 費用の負担は次の基準による。</p> <p>(1) 労働安全衛生法に基づき実施する検査項目は事業所の負担とする。</p> <p>(2) 上記を除いた検査項目について、1万円を限度として2分の1支給する。 ただし、婦人科健診は乳がん(マンモグラフィー又は超音波)は<u>6千円</u>、子宮頸がん(細胞診)の検査を実施した場合は、<u>5千円</u>を限度として健保が負担する。</p> <p>付 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第5条 費用の負担は次の基準による。</p> <p>(3) 労働安全衛生法に基づき実施する検査項目は事業所の負担とする。</p> <p>(4) 上記を除いた検査項目について、1万円を限度として2分の1支給する。 ただし、婦人科健診は乳がん(マンモグラフィー又は超音波)、子宮頸がん(細胞診)の検査を実施した場合は、<u>1検査4千円</u>を限度として健保が負担する。</p>